

重要

18 契 第767号
平成19年3月27日

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 菅 家 一 郎
(公印省略)

入札制度の一部改正について(通知)

このことについて、下記のとおり本市の入札制度を一部改正しますので、お知らせいたします。

なお、下記改正事項については全て4月1日より実施いたします。

記

1 制限付一般競争入札における入札参加資格要件の改正

① 水道施設工事の場合の建設業許可について

本市の水道施設工事の入札に参加される方は、水道施設工事に加え、土木一式工事及び管工事の3つの建設業許可が必要となります。

(従来は、水道施設工事と、土木一式工事又は管工事の2つの建設業許可が必要でした。)

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限～新たな資格要件

.....詳細は市ホームページに掲載しています。ホームページを閲覧できない場合はご連絡ください。ファックスにて送付いたします。

なお、本市に入札参加資格登録を有する業者同士で、資本関係又は人的関係のある事業所は「資本関係・人的関係調書」(市ホームページからダウンロードしてください。)記入、押印のうえ **3月30日(金)**まで契約検査課工事契約グループへ提出してください。

提出は持参又は郵送にてお願いします。

2 指名停止期間等の改正

① 談合等不正行為を行った場合における指名停止期間を最長9か月から12か月に延長

談合等不正行為を行った場合における指名停止の再犯対象期間を3年から10年に延長

.....本市の指名停止措置の取り扱いにおいて、談合等不正行為により指名停止措置を受けた業者が、指名停止期間を満了した時点から、再び談合等の不正を行った時点までの期間が10年以内の場合、指名停止措置の最短期間が通常の1.5倍又は2倍に延長されます。

3 談合等における損害賠償特約の改正

談合等が確認された業務において、市が契約相手方に請求する損害賠償特約を請負金額の10%から20%に拡大します。

4 制限付一般競争入札対象範囲の拡大

予定価格50万円を超える測量及び設計の委託業務を制限付一般競争入札の対象とします。(従来は予定価格130万円超が対象)

委託業務についても、工事と同様、法令で規定する特別の場合を除き競争入札に付さなければならない最低ライン(工事の場合130万円、委託業務の場合50万円)に合わせるものです。

5 工事の契約締結時における建設リサイクル法に係る事務取扱いについて

工事担当課が契約締結前に落札者から建設リサイクル法に基づく説明を受け、契約締結時に同法に基づく書類を交付することとなります。

なお、対象工事は、設計書及び入札公告に明記します。

.....詳細は市ホームページに掲載しています。

『会津若松市入札制度の手引き 平成19年4月』を4月2日(月)より配布します。

事務担当

契約検査課工事契約グループ

電話 0242 - 39 - 1217